

平成 26 年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画

平成 26 年 3 月 25 日
森 林 課

1. 目的

平成 26 年 3 月 20 日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部長)の方針及び平成 25 年 10 月 22 日付け「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」(千葉県知事、市原市長、木更津市長、船橋市長、八千代市長、芝山町長、香取市長)並びに平成 25 年 10 月 29 日付「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインの Q & A」(林野庁経営課特用林産対策室長)、平成 26 年 3 月 18 日付け「原木しいたけの出荷制限解除に係る申請」(千葉県知事、山武市長)に基づき、安全な林産物の流通に資するため、林産物の放射性物質検査を行う。

2. 検査対象品目

- (1) H25. 4. 1 以降、基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
きのこ・山菜類：たけのこ
- (2) H25. 4. 1 以降、基準値の 1/2 を超える放射性セシウムが検出された品目((1)を除く)
きのこ・山菜類：原木しいたけ(露地栽培)、原木しいたけ(施設栽培)、
原木なめこ(露地栽培)
- (3) 国民の摂取量を勘案した主要品目
きのこ類：原木ひらたけ(露地栽培)
ただし、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、当該品目は(2)に移行する。

3. 検査対象市町村、検査頻度及び検体点数

- (1) モニタリング検査
《たけのこ》(原則、モウソウチクのたけのこを検査対象とする)
 - ① 出荷制限・出荷自粛解除済みの市町村
 - ・ 出荷開始前に 3 検体以上
なお、過去の検査で基準値の 1/2 を超えた竹林及び過去に検査を行っていない竹林から出荷する場合は、出荷前に市町村検査又は自主検査を行うものとする。
 - ・ 出荷期間中、1 週間に 1 検体を基準とした定期検査
なお、モウソウチクのたけのこ出荷終了後、マダケのたけのこやハチクのたけのこ等を出荷販売する場合も定期的検査の対象とする。
 - ② その他の市町村
 - ア H25. 4. 1 以降、基準値の 1/2 超過市町村：出荷開始前に 3 検体以上
 - イ 主要産地：勝浦市, 長柄町, 大多喜町 - 出荷開始前に 3 検体以上
 - ウ ア又イ以外の出荷市町村：出荷開始前に 1 検体以上
ただし、現時点でウの市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、合計 3 検体以上の検査を出荷開始前に行う。

なお、たけのこの発生状況により、本計画の策定日（平成 26 年 3 月 25 日）から平成 26 年 3 月末日までに実施する検査も、本条項を適用するものとする。

《原木しいたけ（露地栽培）、原木しいたけ（施設栽培）、原木なめこ（露地栽培）》

① 出荷制限一部解除済み市町村（解除対象生産者に限り出荷販売可能）

・出荷期間中、市町村当たり 1 カ月に 1 検体の定期検査

なお、解除対象生産者は、千葉県のカ培管理に基づく検査を行う。

② その他の市町村

ア H25. 4. 1 以降、基準値の 1/2 超過市町村

露地栽培は出荷開始前に 3 検体以上

施設栽培は定期的に 3 検体以上

イ ア以外の出荷市町村

露地栽培は出荷開始前に 1 検体以上

施設栽培は定期的に 1 検体以上

ただし、現時点でイの市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、合計 3 検体以上の検査を露地栽培は出荷開始前に行い、施設栽培は定期的検査を 2 検体以上追加検査する。

《原木ひらたけ（露地栽培）》

出荷市町村：出荷開始前に 1 体以上

ただし、現時点でウの市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、合計 3 検体以上の検査を出荷開始前に行う。

(2) 出荷制限・出荷自粛解除に向けた検査

①原木しいたけ

全ロット 3 検体以上

②たけのこ

原則、1 市町村を 1 地域として、50 検体以上の検査を県又は市町村が行う。

③乾しいたけ

原材料である生しいたけにより検査する。検査点数は上記①を適用する。

4. 出荷

「出荷開始前検査」の品目は、市町村ごとに計画検査点数全てが基準値以下であることを確認してから、出荷するものとする。

なお、「出荷開始前検査」の品目であって本検査等の結果、50Bq/kg を超過し、検査点数を 1 検体以上から 3 検体以上とした市町村は、合計 3 検体以上の検査結果全てが基準値以下であることを確認してから、出荷するものとする。